



鳥取県公報

平成12年 3月28日 (火)

号外第16号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県衛生環境研究所設置条例（環境政策課）……………11
	鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例（廃棄物対策課）……………11
	鳥取県食肉衛生検査所条例（県民生活課）……………14
	鳥取県食品衛生法施行条例（ク）……………15
	鳥取県理容師法施行条例（ク）……………25
	鳥取県美容師法施行条例（ク）……………26
	鳥取県環境衛生営業審議会条例（ク）……………27
	鳥取県大規模小売店舗立地審議会条例（経営流通課）……………28
	鳥取県農地を守る直接支払基金条例（農政課）……………29
	鳥取県農山漁村生活体験事業助成条例（ク）……………30
	鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例（大規模活性化プロジェクト推進室）……………31
	鳥取県園芸産地担い手確保対策事業助成条例（農産園芸課）……………32
	鳥取県中山間地域畜産経営体支援事業助成条例（畜産課）……………34
	鳥取県和牛能力向上対策事業助成条例（ク）……………35
	鳥取県水産事務所設置条例（水産課）……………36

—— 公布された条例のあらまし ——

◇鳥取県衛生環境研究所設置条例

- 1 公衆衛生の向上及び増進並びに環境の保全及び快適な環境の創造に関する調査研究を行うとともに、県民の公衆衛生及び環境に関する理解と自発的活動の促進を図るため、鳥取県衛生環境研究所を東伯郡羽合町に設置することとした。
- 2 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◇鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例

1 目的（第1条関係）

この条例は、産業廃棄物処理施設の確保が本県の環境の保全と産業の振興にとって極めて重要であることにかんがみ、産業廃棄物処理施設周辺整備事業交付金（以下「交付金」という。）の交付その他必要な事項を定め、産業廃棄物処理施設の設置の促進を図ることを目的とすることとした。

2 定義（第2条関係）

この条例において使用する用語の意義は、次に定めるところによることとした。

ア 産業廃棄物処理施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設のうち最終処分場及び焼却施設並びに焼却施設から発生する灰を溶融して処理する施設（以下「灰溶融施設」という。）であって、一定の規模を有するものをいう。

イ 対象地域 産業廃棄物処理施設から500メートル以内の集落の地域及びこれに準ずるものとして知事が認めた地域をいう。

ウ 地域住民 対象地域内に住所を有する者及び対象地域内で事業を営む者をいう。

3 指定施設の指定（第3条関係）

(1) 知事は、産業廃棄物処理施設を設置する者（以下「設置者」という。）からの申出に基づき、次に掲げる要件をすべて満たしている産業廃棄物処理施設を、指定施設として指定するものとするものとした。

ア 主として県内で発生した産業廃棄物を処理するもので、専ら特定の事業者が排出する産業廃棄物を処理するものでないこと。

イ 鳥取県産業廃棄物処理計画に定める産業廃棄物の処理必要量を処理するために必要な範囲内のものであること。

ウ 知事が別に定める産業廃棄物処理施設の構造に関する指針に適合する構造のものであること。

エ 地域住民によって組織された団体（知事が適当と認めるものに限る。）の代表者、対象地域に係る市町村の長又は知事（以下「住民代表者等」という。）との間で、産業廃棄物処理施設の運営状況の監視及び当該監視に要する費用の負担について、協定を締結していること。ただし、知事が、その必要がないと認めるときは、この限りでないこと。

(2) 知事は、指定施設の指定をしたときは、指定施設の設置者に通知するとともに、指定施設の名称及び所在地並びに設置者の氏名又は名称を公表するものとするものとした。

4 指定施設の監視等（第4条関係）

(1) 指定施設の設置者は、住民代表者等との協定に基づき、焼却施設又は灰溶融施設にあっては当該施設における処理が終了するまでの間、最終処分場において埋立処分が終了するまでの間、住民代表者等が選任する監視員の監視を受け入れ、当該監視に協力しなければならないこととした。

(2) 指定施設の設置者は、住民代表者等との協定に基づき、住民代表者等が監視を行うために必要な費用を負担しなければならないこととした。

(3) 指定施設の設置者は、指定施設の運営に当たっては、安全性の確保を最優先するとともに、知事が別に定めるところにより、必要な情報を公開しなければならないこととした。

(4) 指定施設の設置者は、産業廃棄物処理施設の維持管理に関する指針に適合するよう、指定施設を維持管理しなければならないこととした。

5 指定施設の指定の取消し（第5条関係）

(1) 知事は、指定施設の設置者が4の規定に違反すると認めるとき又は指定施設が3の(1)に掲げる要件を満たさなくなったと認めるときは、当該指定施設の指定を取り消すことができることとした。

(2) 知事は、指定施設の指定を取り消そうとするときは、当該指定施設の設置者に対し、弁明の機会を付与するものとするものとした。

(3) 知事は、指定施設の指定を取り消したときは、当該指定施設の設置者に通知するとともに、その旨を公表するものとするものとした。

6 周辺整備計画（第6条関係）

(1) 指定施設の設置者は、対象地域に係る次に掲げる事業について周辺整備計画を策定し、知事に協議し、その同意を求めることができるものとした。

ア 道路、河川、公園、上下水道、集会施設その他の施設の整備事業

イ 産業廃棄物処理施設に関する研修事業

ウ その他対象地域の生活環境の保全又は地域振興を図るために必要な事業

(2) 知事は、周辺整備計画の内容が次に掲げる要件のすべてを満たしていると認めるときは、その同意をするものとするものとした。

ア 周辺整備計画に掲げる事業が、対象地域の生活環境の保全又は地域振興に資するものであるとともに

に、地域住民の意見を反映したものであること。

イ 周辺整備計画に掲げる事業を実施する者の承諾を得られるものであること。

ウ 周辺整備計画に掲げる事業の事業費の合計額から、次に掲げる合計額を控除した額が、指定施設の種類及び規模に応じ所定の限度額を超えないものであること。

(ア) 当該事業に対する国庫補助金、国庫負担金その他の国の支出金の額

(イ) 市町村に対する地方交付税の額のうち当該事業に係る部分に相当するものとして知事が定める額

(3) (2)のウにかかわらず、知事は、公益上特に必要があると認めるときは、議会の議決を得て、限度額を増額することができることとした。

(4) 知事は、(2)により同意をしたときは、指定施設の設置者及び周辺整備計画に掲げる事業を実施する者(国及び県を除く。)に対しその旨を通知するとともに、周辺整備計画の概要を公表するものとする事とした。

7 交付金の交付(第7条関係)

(1) 県は、6の(2)による同意を得た周辺整備計画に掲げる事業(以下「同意事業」という。)の実施に要する経費を負担する者(国、県その他規則で定める者を除く。)に対し、予算の範囲内で交付金を交付することとした。

(2) 交付金の額は、(1)の者が支出する同意事業の実施に要する経費の額から、次に掲げる額の合計額を控除した額に相当する額以下とすることとした。

ア 当該同意事業に充てられる補助金、分担金、負担金その他の収入(地方債を除く。)の額

イ 地方交付税の額のうち当該同意事業に係る部分に相当するものとして知事が定める額

8 規則への委任(第8条関係)

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

9 施行期日等

(1) この条例は、規則で定める日から施行することとした。

(2) 知事は、この条例の施行後5年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする事とした。

(3) 知事は、交付金の交付に要する経費を指定施設の設置者に負担させるために必要な税制上の措置その他の措置を講ずることを検討するものとする事とした。

◇鳥取県食肉衛生検査所条例

1 設置(第1条関係)

と畜検査及びと畜場の衛生並びにと畜場における食品衛生に関する事務を所掌させるため、鳥取県食肉衛生検査所(以下「検査所」という。)を西伯郡名和町に設置することとした。

2 所管区域(第2条関係)

所管区域は、鳥取県の区域とすることとした。

3 手数料の徴収(第3条関係)

検査所において行う業務については、所定の手数料を徴収することとした。

4 手数料の減免(第4条関係)

知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、手数料を減免することができる事とした。

5 規則への委任(第5条関係)

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

6 施行期日

この条例は、平成12年4月1日から施行することとした。

◇鳥取県食品衛生法施行条例

1 趣旨（第1条関係）

この条例は、食品衛生法の施行に関し必要な事項を定めるものとする事とした。

2 公衆衛生上の措置の基準（第2条関係）

公衆衛生上講ずべき措置に関して基準を定める事とした。

3 営業施設の基準（第3条関係）

営業施設の基準を定める事とした。

4 手数料の徴収（第4条関係）

飲食店営業の許可の申請に対する審査等については、所定の手数料を徴収する事とした。

5 手数料の減免等（第5条～第7条関係）

手数料の減免、過料等について必要な規定を設ける事とした。

6 規則への委任（第8条関係）

この条例に定めるもののほか、食品衛生法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める事とした。

7 施行期日

この条例は、平成12年4月1日から施行する事とした。

◇鳥取県理容師法施行条例

1 趣旨（第1条関係）

この条例は、理容師法の施行に関し、必要な事項を定めるものとする事とした。

2 理容を行う場合の衛生措置（第2条関係）

理容を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置を定める事とした。

3 理容所の衛生措置（第3条関係）

理容所の衛生上必要な措置を定める事とした。

4 手数料の徴収（第4条関係）

理容所の開設の届出に伴う検査については、1件につき16,000円の手数料を徴収する事とした。

5 規則への委任（第5条関係）

この条例に定めるもののほか、理容師法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める事とした。

6 施行期日

この条例は、平成12年4月1日から施行する事とした。

◇鳥取県美容師法施行条例

1 趣旨（第1条関係）

この条例は、美容師法の施行に関し、必要な事項を定めるものとする事とした。

2 美容を行う場合の衛生措置（第2条関係）

美容を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置を定める事とした。

3 美容所の衛生措置（第3条関係）

美容所の衛生上必要な措置を定める事とした。

4 手数料の徴収（第4条関係）

美容所の開設の届出に伴う検査については、1件につき16,000円の手数料を徴収する事とした。

5 規則への委任（第5条関係）

この条例に定めるもののほか、美容師法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める事とした。

6 施行期日

この条例は、平成12年4月1日から施行することとした。

◇鳥取県環境衛生営業審議会条例

1 設置（第1条関係）

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の施行に関する重要な事項及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関し必要な事項を調査審議させるため、鳥取県環境衛生営業審議会（以下「審議会」という。）を設置することとした。

2 組織（第2条関係）

(1) 審議会は、委員12人以内で組織することとした。

(2) 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命することとした。

ア 学識経験のある者

イ 環境衛生関係営業者の意見を代表する者

ウ 利用者又は消費者の意見を代表する者

(3) (2)のイ及びウに掲げる者のうちから任命される委員の数は、同数とするものとする。こととした。

3 任期（第3条関係）

(1) 委員の任期は、2年とする。こととした。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。こととした。

(2) 委員は、再任されることができ。こととした。

4 会長（第4条関係）

(1) 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。こととした。

(2) 会長は、会務を総理する。こととした。

(3) 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。こととした。

5 会議等（第5条～第7条関係）

審議会の会議、専門委員及び庶務について必要な規定を設ける。こととした。

6 雑則（第8条関係）

この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。こととした。

7 施行期日等

(1) この条例は、平成12年4月1日から施行することとした。

(2) 鳥取県公衆浴場入浴料金審議会条例は、廃止することとした。

◇鳥取県大規模小売店舗立地審議会条例

1 設置（第1条関係）

大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持を適切に行うため、鳥取県大規模小売店舗立地審議会（以下「審議会」という。）を設置することとした。

2 所掌事務（第2条関係）

審議会は、知事の諮問に応じ、大規模小売店舗を設置する者がその施設の配置及び運営方法について配慮すべき重要事項を調査審議することとした。

3 組織（第3条関係）

(1) 審議会は、委員7人以内で組織することとした。

(2) 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命することとした。

4 任期（第4条関係）

(1) 委員の任期は、2年とする。こととした。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。こ

ととした。

(2) 委員は、再任されることができるとした。

5 会長（第5条関係）

(1) 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定めることとした。

(2) 会長は、会務を総理することとした。

(3) 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することとした。

6 会議等（第6条、第7条関係）

審議会の会議及び庶務について必要な規定を設けることとした。

7 雑則（第8条関係）

この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定めることとした。

8 施行期日等

(1) この条例は、平成12年6月1日から施行することとした。ただし、(2)は、平成13年2月1日から施行することとした。

(2) 鳥取県大規模小売店舗審議会条例は、廃止することとした。

◇鳥取県農地を守る直接支払基金条例

1 設置（第1条関係）

中山間地域の農業者に対し直接支払いを実施することにより、農業生産活動を維持し、農地が有する水源かん養機能等の多面的機能を確保するため、鳥取県農地を守る直接支払基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

2 積立て（第2条関係）

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とすることとした。

3 管理（第3条関係）

基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならないこととした。

4 運用益金の処理（第4条関係）

(1) 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、1の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるものとする事とした。

(2) (1)による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする事とした。

5 繰替運用（第5条関係）

知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる事とした。

6 処分（第6条関係）

基金は、1の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる事とした。

7 委任（第7条関係）

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める事とした。

8 施行期日等

(1) この条例は、平成12年4月1日から施行することとした。

(2) この条例は、平成17年3月31日限り、その効力を失う事とした。

◇鳥取県農山漁村生活体験事業助成条例

1 目的（第1条関係）

この条例は、市町村が行う農山漁村生活体験事業に対し助成することにより、若者の定着と農山漁村地域の活性化を図ることを目的とすることとした。

2 定義（第2条関係）

(1) この条例において「農山漁村生活体験事業」とは、次に掲げる事業をいうこととした。

ア 農山漁村生活体験者に対して、その者が滞在する間（2年間に限る。）、助成を行う事業

イ 農山漁村生活体験者を自宅に居住させる者に対して、農山漁村生活体験者が滞在する間（2年間に限る。）、助成を行う事業

ウ 農山漁村生活体験者の居住の用に供するため、空き家を修繕する事業

エ その他1の目的を達成するために必要な事業であって、知事が別に定めるもの

(2) この条例において「農山漁村生活体験者」とは、県外に在住していた者で、農山漁村地域に1月上滞し、農林水産業その他知事が別に定める産業を体験するものをいうこととした。

(3) この条例において「農山漁村地域」とは、市街地以外の県内の地域であって、知事が別に定めるものをいうこととした。

3 補助金の交付（第3条関係）

県は、農山漁村生活体験事業を実施する市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとした。

4 補助金の額（第4条関係）

3の補助金の額は、市町村が農山漁村生活体験事業を実施するために必要な経費の額（知事が別に定める額を限度とする。）の2分の1以下とすることとした。

5 その他（第5条関係）

この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

6 施行期日等

(1) この条例は、平成12年4月1日から施行することとした。

(2) この条例は、平成15年3月31日限り、その効力を失うこととした。

(3) (2)の規定にかかわらず、この条例の失効の日以前に農山漁村地域に滞在している農山漁村生活体験者に係る補助金の交付については、なお従前の例によることとした。

◇鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例

1 設置（第1条関係）

梨に関する産業、歴史及び文化への県民の理解を深めるとともに、観光及び果樹の振興に資するため、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館（以下「二十世紀梨記念館」という。）を倉吉市に設置することとした。

2 利用の許可（第2条関係）

二十世紀梨記念館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならないこととした。

3 行為の制限等（第3条関係）

(1) 二十世紀梨記念館においては、次の行為をしてはならないこととした。

ア 二十世紀梨記念館の施設設備又は展示物を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

イ 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。

ウ 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

エ その他知事が別に定める行為

(2) 知事は、(1)に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、二十世紀梨記念館の利用を拒むことができることとした。

4 措置命令 (第4条関係)

知事は、二十世紀梨記念館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、2の許可を受けた者に対し、必要な措置を命ずることができることとした。

5 管理の委託 (第5条関係)

知事は、二十世紀梨記念館の管理を財団法人鳥取県文化振興財団(以下「文化振興財団」という。)に委託することとした。

6 利用料金 (第6条関係)

(1) 二十世紀梨記念館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、文化振興財団の収入として収受させることとした。

(2) 利用料金は、文化振興財団があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする事とした。

(3) 知事は、利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする事とした。

7 利用料金の減免 (第7条関係)

文化振興財団は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる事とした。

8 規則への委任 (第8条関係)

この条例に定めるもののほか、二十世紀梨記念館の管理に関する事項は、規則で定める事とした。

9 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。ただし、6の(2)及び(3)は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県園芸産地担い手確保対策事業助成条例

1 目的 (第1条関係)

この条例は、園芸産地担い手確保対策事業を行う農業協同組合等に対し助成することにより、鳥取県の園芸農業を一層発展させ、21世紀に誇る園芸産地を築くことを目的とする事とした。

2 定義 (第2条関係)

この条例において使用する用語の意義は、次に定めるところによる事とした。

(1) 園芸産地担い手確保対策事業 退職後継者等研修事業、中間保有果樹園管理事業、果樹園規模拡大等推進事業、果樹作業受託用機械整備事業及び果樹作業受託事業をいう。

(2) 退職後継者等研修事業 新たに果樹、野菜又は花きの栽培をしようとする者を対象として、これらの栽培技術に関し実践的な研修を3年間(野菜又は花きに関するものにあつては、2年間)行う事業をいう。

(3) 中間保有果樹園管理事業 果樹の栽培をやめ、又は栽培規模を縮小する農家から果樹園を購入し、又は借り上げた後、新たに果樹の栽培を始め、又は栽培規模を拡大しようとする農家に対し当該果樹園を売却し、又は貸し付けるまでの間、当該果樹園を管理する事業をいう。

(4) 果樹園規模拡大等推進事業 新たに果樹の栽培を始め、又は栽培規模を拡大するために果樹園を借り受ける農家に対し、当該借受けに要する経費を、借受け開始後3年以内に限り助成する事業をいう。

(5) 果樹作業受託用機械整備事業 農家から委託を受けて果樹栽培を行うのに必要な機械を整備する事業をいう。

(6) 果樹作業受託事業 農家から委託を受け、果樹栽培を他の者に委託し、又は自ら行う事業をいう。

3 補助金の交付等 (第3条関係)

県は、次の表の左欄に掲げる補助金を、それぞれ同表の中欄に定める者に対して交付することとした。

この場合において、当該補助金の額は、それぞれ同表の右欄に定める額以下とする事とした。

(1) 退職後継者等研修事業補助金	退職後継者等研修事業を実施する農業協同組合又は花きに関する退職後継者等研修事業を実施する者（知事が別に定める者に限る。）	退職後継者等研修事業の実施に要する経費の額（知事が別に定める額を限度とする。）の2分の1
(2) 中間保有果樹園管理事業補助金	中間保有果樹園管理事業を実施する農地保有合理化法人	知事が別に定める単価に中間保有果樹園管理事業により管理する果樹園の面積及び当該管理を行う期間を乗じて得た額の2分の1
(3) 果樹園規模拡大等推進事業補助金	果樹園規模拡大等推進事業を実施する市町村	果樹園規模拡大等推進事業により農家に助成した額（知事が別に定める額を限度とする。）の2分の1
(4) 果樹作業受託用機械整備事業補助金	果樹作業受託用機械整備事業を実施する農業協同組合、農地保有合理化法人その他知事が別に定める者	果樹作業受託用機械整備事業の実施に要する経費の額（知事が別に定める額を限度とする。）の3分の1
(5) 果樹作業受託事業補助金	果樹作業受託事業を実施する農業協同組合又は農地保有合理化法人	農家からの果樹栽培の受託後3年以内の果樹園について、農業協同組合又は農地保有合理化法人が果樹栽培を委託するために支払った委託料の額（自ら果樹栽培を行う場合にあっては、委託した場合に支払う委託料の額に相当するものとして知事が別に定める額）から、当該農業協同組合又は農地保有合理化法人が支払いを受けた委託料の額を控除した額（知事が別に定める額を限度とする。）の2分の1

4 その他（第4条関係）

この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

5 施行期日等

- (1) この条例は、平成12年4月1日から施行することとした。
- (2) 平成15年4月1日以後の特例措置を講じることとした。
- (3) この条例は、平成17年3月31日限り、その効力を失うこととした。
- (4) この条例の失効の日以前に交付決定された3の表の左欄に掲げる補助金については、3の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有することとした。

◇鳥取県中山間地域畜産経営体支援事業助成条例

1 目的（第1条関係）

この条例は、農業協同組合が行う中山間地域畜産経営体支援事業に対し助成することにより、中山間地域における畜産の振興を図り、もって中山間地域の活性化に資することを目的とすることとした。

2 定義（第2条関係）

この条例において使用する用語の意義は、次に定めるところによることとした。

- (1) 中山間地域畜産経営体支援事業 中山間地域の畜産経営体に対して畜産経営に必要な施設及び設備を賃貸する事業をいう。
- (2) 中山間地域 自然的、経済的、社会的諸条件に恵まれない地域で、知事が別に定めるものをいう。
- (3) 畜産経営体 放牧形態により20頭以上の和牛を飼養すると見込まれる者をいう。

3 補助金の交付（第3条関係）

県は、中山間地域畜産経営体支援事業を実施する農業協同組合に対し、予算の範囲内で中山間地域畜産経営体支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することとした。

4 補助金の額（第4条関係）

補助金の額は、中山間地域畜産経営体支援事業により賃貸する施設及び設備を整備するために必要な経費の額（知事が別に定める額を限度とする。）に3分の1（知事が別に定める地域にあっては、2分の1）以下とすることとした。

5 その他（第5条関係）

この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

6 施行期日等

- (1) この条例は、平成12年4月1日から施行することとした。
- (2) この条例は、平成17年3月31日限り、その効力を失うこととした。
- (3) この条例の失効の日以前に交付決定された補助金については、3及び4の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有することとした。

◇鳥取県和牛能力向上対策事業助成条例

1 目的（第1条関係）

この条例は、農業協同組合が行う和牛能力向上対策事業に対し助成することにより、県内和牛の産肉能力の向上と農家経営の改善を図ることを目的とすることとした。

2 定義（第2条関係）

この条例において使用する用語の意義は、次に定めるところによることとした。

- (1) 和牛能力向上対策事業 飼育していた低能力牛に代えて高能力牛を導入した農家に対し、助成を行う事業をいう。
- (2) 低能力牛 黒毛和種の繁殖用の雌牛のうち、育種価が下位から25パーセント以内のもの又は遺伝病を保因しているものをいう。
- (3) 高能力牛 黒毛和種の繁殖用の雌の子牛のうち、育種価が上位から50パーセント以内のもの又は父牛の検定成績の脂肪交雑の値が3.0以上で、かつ、遺伝病を保因していないものをいう。

3 補助金の交付（第3条関係）

県は、和牛能力向上対策事業を実施する農業協同組合に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとした。

4 補助金の額（第4条関係）

3の補助金の額は、農業協同組合が和牛能力向上対策事業を実施するために必要な経費の額（知事が別に定める額を限度とする。）の2分の1以下とすることとした。

5 その他（第5条関係）

(目的)

第1条 この条例は、産業廃棄物処理施設の確保が本県の環境の保全と産業の振興にとって極めて重要であることにかんがみ、産業廃棄物処理施設周辺整備事業交付金（以下「交付金」という。）の交付その他必要な事項を定め、産業廃棄物処理施設の設置の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物処理施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設のうち、最終処分場及び焼却施設並びに焼却施設から発生する灰を溶融して処理する施設（以下「灰溶融施設」という。）であつて、別表の左欄に掲げるものをいう。
- (2) 対象地域 産業廃棄物処理施設から500メートル以内の集落の地域及びこれに準ずるものとして知事が認めた地域をいう。
- (3) 地域住民 対象地域内に住所を有する者及び対象地域内で事業を営む者をいう。

(指定施設の指定)

第3条 知事は、産業廃棄物処理施設を設置する者（以下「設置者」という。）からの申出に基づき、次に掲げる要件をすべて満たしている産業廃棄物処理施設を、指定施設として指定するものとする。

- (1) 主として県内で発生した産業廃棄物を処理するもので、専ら特定の事業者が排出する産業廃棄物を処理するものでないこと。
 - (2) 鳥取県産業廃棄物処理計画に定める産業廃棄物の処理必要量を処理するために必要な範囲内のものであること。
 - (3) 知事が別に定める産業廃棄物処理施設の構造に関する指針に適合する構造のものであること。
 - (4) 地域住民によって組織された団体（知事が適当と認めるものに限る。）の代表者、対象地域に係る市町村の長又は知事（以下「住民代表者等」という。）との間で、産業廃棄物処理施設の運営状況の監視及び当該監視に要する費用の負担について、協定を締結していること。ただし、知事が、その必要がないと認めるときは、この限りでないこと。
- 2 知事は、前項の規定により指定施設の指定をしたときは、指定施設の設置者に通知するとともに、指定施設の名称及び所在地並びに設置者の氏名又は名称を公表するものとする。

(指定施設の監視等)

第4条 指定施設の設置者は、前条第1項第4号ただし書に該当する場合を除き、同号の協定に基づき、焼却施設又は灰溶融施設にあつては当該施設における処理が終了するまでの間、最終処分場にあつては埋立処分が終了するまでの間、住民代表者等が選任する監視員の監視を受け入れ、当該監視に協力しなければならない。

- 2 指定施設の設置者は、前条第1項第4号ただし書に該当する場合を除き、同号の協定に基づき、住民代表者等が監視を行うために必要な費用を負担しなければならない。
- 3 指定施設の設置者は、指定施設の運営に当たっては、安全性の確保を最優先するとともに、知事が別に定めるところにより、必要な情報を公開しなければならない。
- 4 指定施設の設置者は、知事が別に定める産業廃棄物処理施設の維持管理に関する指針に適合するよう、指定施設を維持管理しなければならない。

(指定施設の指定の取消し)

第5条 知事は、指定施設の設置者が前条の規定に違反すると認めるとき又は指定施設が第3条第1項に掲げる要件を満たさなくなったと認めるときは、当該指定施設の指定を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の規定により指定施設の指定を取り消そうとするときは、当該指定施設の設置者に対し、弁明の機会を付与するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により指定施設の指定を取り消したときは、当該指定施設の設置者に通知するとともに、その旨を公表するものとする。

(周辺整備計画)

第6条 指定施設の設置者は、対象地域に係る次に掲げる事業について、周辺整備計画を策定し、知事に協議し、その同意を求めることができる。

- (1) 道路、河川、公園、上下水道、集会施設その他の施設の整備事業
- (2) 産業廃棄物処理施設に関する研修事業
- (3) その他対象地域の生活環境の保全又は地域振興を図るために必要な事業

2 知事は、前項の協議に係る周辺整備計画の内容が次に掲げる要件のすべてを満たしていると認めるときは、その同意をするものとする。

- (1) 周辺整備計画に定める事業が、対象地域の生活環境の保全又は地域振興に資するものであるとともに、地域住民の意見を反映したものであること。
- (2) 周辺整備計画に定める事業を実施する者の承諾が得られるものであること。
- (3) 周辺整備計画に定める事業の事業費の合計額から、次に掲げる額の合計額を控除した額が、指定施設の種類及び規模に応じ別表に定める限度額を超えないものであること。

ア 当該事業に対する国庫補助金、国庫負担金その他の国の支出金の額

イ 市町村に対する地方交付税の額のうち当該事業に係る部分に相当するものとして知事が定める額

3 前項第3号の規定にかかわらず、知事は、公益上特に必要があると認めるときは、議会の議決を得て、同号の限度額を増額することができる。

4 知事は、第2項の規定により同意をしたときは、指定施設の設置者及び周辺整備計画に定める事業を実施する者（国及び県を除く。）に対しその旨を通知するとともに、周辺整備計画の概要を公表するものとする。

(交付金の交付)

第7条 県は、前条第2項の規定による同意を得た周辺整備計画に定める事業（以下「同意事業」という。）の実施に要する経費を負担する者（国、県その他規則で定める者を除く。）に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。

2 交付金の額は、前項に規定する者が支出する同意事業の実施に要する経費の額から、次に掲げる額の合計額を控除した額に相当する額以下とする。

- (1) 当該同意事業に充てられる補助金、分担金、負担金その他の収入（地方債を除く。）の額
- (2) 地方交付税の額のうち当該同意事業に係る部分に相当するものとして知事が定める額

(規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(検討)

2 知事は、この条例の施行後5年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 知事は、交付金の交付に要する経費を指定施設の設置者に負担させるために必要な税制上の措置その他の措置を講ずることを検討するものとする。

別表（第2条、第6条関係）

産 業 廃 棄 物 処 理 施 設		限 度 額
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号口に掲	埋立容量が10万立方メートル以上20万立方メートル未満のもの	5,000万円
	埋立容量が20万立方メートル以上30万立方メートル未満のもの	7,500万円

最終処 分場	げるもの	埋立容量が30万立方メートル以上のもの	1億円
	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律 施行令第7条第14 号ハに掲げるもの	埋立容量が5万立方メートル以上15万立方 メートル未満のもの	1億円
		埋立容量が15万立方メートル以上25万立方 メートル未満のもの	1億5,000万円
		埋立容量が25万立方メートル以上のもの	2億円
焼却施設		1日当たりの処理能力が10トン以上20トン 未満のもの	5,000万円
		1日当たりの処理能力が20トン以上30トン 未満のもの	7,500万円
		1日当たりの処理能力が30トン以上のもの	1億円
灰溶融施設		1日当たりの処理能力が5トン以上15トン 未満のもの	5,000万円
		1日当たりの処理能力が15トン以上25トン 未満のもの	7,500万円
		1日当たりの処理能力が25トン以上のもの	1億円

鳥取県食肉衛生検査所条例をここに公布する。

平成12年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第16号

鳥取県食肉衛生検査所条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第156条第1項の規定に基づき、と畜検査及びと畜場の衛生並びにと畜場における食品衛生に関する事務を所掌させるため、鳥取県食肉衛生検査所(以下「検査所」という。)を西伯郡名和町に設置する。

(所管区域)

第2条 検査所の所管区域は、鳥取県の区域とする。

(手数料の徴収)

第3条 検査所において行う業務については、別表に定めるところにより、手数料を徴収する。

(手数料の減免)

第4条 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、手数料を減免することができる。

(規則への委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年 4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

区 分	金 額
1 と畜場法 (昭和28年法律第114号) 第10条第1項から第3項まで (同条第4項において準用する場合を含む。) の規定による検査	
(1) 病畜以外の獣畜	
ア 生後1年未満の牛又は馬	
(ア) 生体50キログラム未満	1件につき200円
(イ) 生体50キログラム以上	1件につき450円
イ 生後1年以上の牛又は馬	1件につき900円
ウ 豚	1件につき420円
エ 綿羊又はやぎ	1件につき200円
(2) 病畜	1件につき1,300円
2 食品成分規格試験	
(1) 理化学的試験	1件につき8,330円
(2) 細菌学的検査	1件につき1,340円
3 食品一般試験	
(1) 理化学的試験	
ア 定性試験	1成分につき1,730円
イ 定量試験	1成分につき2,860円
(2) 細菌学的検査	1件につき1,340円
4 証明書の発行	1通につき420円

鳥取県食品衛生法施行条例をここに公布する。

平成12年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第17号

鳥取県食品衛生法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、食品衛生法 (昭和22年法律第233号。以下「法」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公衆衛生上の措置の基準)

第2条 法第19条の18第2項の条例で定める措置の基準は、別表第1のとおりとする。

(営業施設の基準)

第3条 法第20条の条例で定める施設の基準は、別表第2のとおりとする。

2 知事は、営業の形態その他特別の理由により前項の基準により難いと認められる施設については、公衆衛生上支障がない範囲内において、当該基準の一部を適用しないことができる。

(手数料の徴収)

第4条 法第15条第1項の規定による検査及び法第21条第1項の規定による許可の申請に対する審査については、別表第3に定めるところにより、手数料を徴収する。

(手数料の減免)

第5条 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、手数料を減額し、又は免除することができる。

(既納の手数料)

第6条 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、知事が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(過料)

第7条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

1 衛生的措置

(1) 施設の管理

ア 施設及びその周辺は、毎日清掃し、衛生上支障のないように保持すること。

イ 施設には、不必要な物品等を置かないこと。

ウ 施設内の壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。

エ 施設の採光、照明、換気及び通気を十分にすること。

オ 年2回以上、ねずみ、昆虫等の駆除作業を実施し、その記録を1年間保存すること。

カ 窓及び出入口は、開放しないこと。

キ 排水が良く行われるよう廃棄物の流出を防ぎ、かつ、排水溝の清掃及び補修を行うこと。

ク 便所は、清潔にし、定期的に殺虫及び消毒をすること。

ケ 手洗設備には、手洗いに適当な消毒液等を置き、常に使用できる状態にしておくこと。

コ 洗浄設備は、常に清潔に保つこと。

サ 作業場へは、関係者以外の者を立ち入らせないこと。

(2) 食品取扱設備の管理

ア 機械器具類は、その使用目的に応じて使用すること。

イ 機械器具類は、洗浄するとともに、熱湯、蒸気、殺菌剤等で消毒すること。

ウ 機械器具類及びその分解した部分品は、それぞれ所定の場所に衛生的に保管すること。

エ 機械器具類は、常に点検し、故障、破損等があるときは速やかに補修し、常に適正に使用できるよう整備しておくこと。

オ 温度計、圧力計、流量計等の計器類は、定期的にその正確度を点検し、自記温度計を使用する施設(乳処理業及び乳製品製造業を除く。)にあつては、その記録を1年間保存すること。

カ 食品の放射線照射業にあつては、1日1回以上化学線量計を用いて線量を確認し、その記録を2年間保存すること。

(3) 給水及び汚物処理

ア 水道水以外の水を使用する場合は、常に滅菌装置又は浄水装置が正常に作動しているかどうかを確認するとともに、年1回以上水質検査を行い、その記録を1年間保存すること。

イ アの水質検査の結果、飲用不適となったときは、直ちに知事の指示を受け、適切な措置を講ずること。

ウ 貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、清潔に保つこと。

エ 廃棄物容器は、汚液及び汚臭が漏れないものとし、常に清潔にしておくこと。

- オ 廃棄物の処理は、適正に行うこと。
 - カ 施設、設備等の清掃用器材は、専用の場所に保管すること。
 - (4) 食品等の取扱い
 - ア 食品の取扱量は、施設の規模、能力に応じた量とすること。
 - イ 食品、原材料等の仕入れに当たっては、衛生上の観点から品質、鮮度、表示等について点検し、点検状況を記録すること。
 - ウ 原材料として使用する生鮮食品は、当該食品に適した状態及び方法で衛生的に保存すること。
 - エ 冷蔵庫又は冷蔵室内では、食品、原材料等が相互に汚染しないよう区画して保存すること。
 - オ 添加物を使用するときは、正確に計量し、適正に使用すること。
 - カ 添加物の購入及び使用の状況を記録し、1年間保存すること。
 - キ 製品は、冷蔵保存する等当該食品に適した状態及び方法で衛生的に管理すること。
 - ク 自動販売機により食品を販売するときは、その管理を行う者を定めて適切な管理を行うこと。
 - (5) 従事者の衛生管理
 - ア 従事者の健康診断は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意して行うこと。
 - イ 知事から検便を受けるべき旨の指示があったときは、従事者に検便を受けさせること。
 - ウ 常に従事者の健康管理に注意し、食中毒の原因となる疾患又は飲食物を介して感染するおそれのある疾患に感染したときは、食品の取扱作業に従事させないこと。
 - エ 従事者又はその同居者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者若しくはその疑いのある者又は同法第6条第9項に規定する無症状病原体保有者であるときは、従事者が感染症の病原体を保有していないことが判明するまで食品の取扱作業に従事させないこと。
 - オ 従事者は、作業中清潔な外衣を着用し、必要に応じ帽子及びマスクを着用すること。
 - カ 従事者は、作業場内では、専用の履物を使用するとともに、指輪をはめないこと。
 - キ 従事者は、常につめを短く切り、作業前及び用便後は手指の洗浄及び消毒を行うこと。
 - ク 従事者は、施設内では、所定の場所以外の場所で着替え、喫煙、放たん、食事等をしないこと。
 - 2 製品検査等
 - (1) 製造し、又は加工した製品を年1回以上検査し、その記録を1年間保存すること。
 - (2) 飲食店営業のうち、弁当屋、仕出屋、旅館その他一時に多数の人に食品を供与する営業にあつては、48時間以上検食を保存すること。
 - 3 管理運営要領
 - 営業者は、施設等の管理、食品の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領を作成し、従事者に周知徹底させること。
 - 4 食品衛生責任者
 - 営業者（法第19条の17の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。）は、施設又はその部門ごとに食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を定め、当該施設又は部門の衛生管理に当たらせること。
 - 5 衛生教育
 - 営業者及び食品衛生管理者又は食品衛生責任者は、製造、加工、調理、販売等が衛生的に行われるよう従事者の衛生教育に努めること。
- 別表第2（第3条関係）
- 1 固定営業施設基準
 - (1) 共通基準
 - ア 位置、構造及び設備
 - (ア) 施設は、不潔な場所に位置しないこと。ただし、衛生上の適当な措置が講じられているときは、

この限りでないこと。

- (イ) 施設の周囲の地面は、清掃しやすい材料で覆い、排水に適当な傾斜があること。
- (ウ) 施設は、住居と一定の区画をし、専用のものとする。
- (エ) 施設は、その使用目的及び業務能力に応じた広さを有すること。
- (オ) 施設の床は、不浸透性材料で作成し、排水が良く、かつ、清掃しやすい構造とする。
- (カ) 施設の内壁は、床面から1メートル以上の高さまで不浸透性材料で作成し、又は腰張りし、かつ、清掃しやすい構造とする。
- (キ) 施設の天井は、明色とし、ほこり、水滴等が落下するおそれがなく、かつ、清掃しやすい構造とする。
- (ク) 施設は、自然光線を十分に取り入れられる構造とする。
- (ケ) 施設は、換気が十分にできる構造とし、ばい煙、蒸気等が発生する箇所には、有効な換気装置を設けること。
- (コ) 施設には、作業面で十分な明るさとなる照明設備を設けること。
- (サ) 施設の窓、出入口その他開放する箇所には、金網その他の物でねずみ及び昆虫の侵入を防止する設備をするとともに、排水口にはねずみの侵入を防止する設備を設けること。
- (シ) 施設には、従事者の使用に便利な位置に専用の流水式手洗設備及び手指の消毒設備を設けること。
- (ス) 施設には、従事者の数に応じた適当な広さの更衣室又は更衣箱を設けるとともに、従事者専用の清潔な作業衣、作業帽、マスク及び履物を備えること。

イ 食品取扱設備等

- (ア) 施設には、食品の種類、取扱量に応じた数及び大きさの機械器具及び容器を備えること。
- (イ) 施設には、食品、機械器具、容器等の洗浄設備を設けるとともに、必要に応じて殺菌設備を設けること。
- (ウ) 食品又は添加物に直接接触する機械器具及び容器は、耐水性のものであり、かつ、洗浄及び殺菌ができるものであること。
- (エ) 固定した機械器具及び移動し難い機械器具は、作業が便利で、かつ、洗浄及び清掃がしやすい位置に配置すること。
- (オ) 施設には、原材料、製品、添加物及び器具、容器等を衛生的に保管できる設備を設けること。
- (カ) 施設には、必要に応じて昆虫及びほこりの侵入を防止することができ、かつ、保冷等のできる清潔な食品運搬具を備えること。
- (キ) 食品を加熱し、冷却し、又は保存するための設備には、外部から見やすい位置に温度計を設けるとともに、必要な計器類を設けること。
- (ク) 添加物を使用する場合は、専用の計量器を備えること。

ウ 給水及び汚物処理

- (ア) 用水は、水道水又は飲用適と認められた井戸水等が豊富に供給されていること。
- (イ) 水道水以外の水の水源は、便所、汚水だめ、畜舎その他不潔な場所から相当の距離があり、かつ、外部から汚染されるおそれがないこと。
- (ウ) 水道水以外の水を使用する場合は、滅菌装置を設けるとともに、必要に応じて浄水装置を設けること。
- (エ) 廃棄物の容器は、ふたがあり、耐水性で、十分な容量を有し、清掃がしやすく、汚液及び汚臭が外部に漏れないものとし、必要な場所ごとに備えること。
- (オ) 便所は、衛生的な構造とし、その位置は、使用に便利であって、かつ、施設に衛生上の影響を及ぼさない場所に設けること。
- (カ) 便所には、流水式手洗設備及び手指の消毒設備を設けること。

(2) 個別基準

ア 飲食店営業及び喫茶店営業

- (ア) 調理室及び客室をそれぞれ一定の区画をして設けること。
- (イ) 食品を摂氏10度以下に冷却して保存できる冷蔵設備を設けること。
- (ウ) 飲食店営業において、弁当、折詰その他一時に多人数に対する調理又は仕出しをする場合は、詰合室又は配ぜん室及び有効な放冷設備を設けること。
- (エ) ステンレス製等金属製の二槽式以上の洗浄設備及び給湯設備をその使用に便利な位置に設けること。
- (オ) 合成樹脂製、合成ゴム製等の衛生的なまな板を備えること。
- (カ) 調理台及び配ぜん台の表面は、ステンレス製又は合成樹脂製とすること。
- (キ) 食品及び食器を格納するのに十分な戸棚を設けること。
- (ク) 来客専用の流水式手洗設備及び手指の消毒設備を設けること。

イ 菓子製造業

- (ア) 原材料倉庫及び製造室を設けるとともに、必要に応じて発酵室、包装室及び製品保管室を設けること。
- (イ) (ア)の原材料倉庫等は、それぞれ一定の区画をして設けること。
- (ウ) 冷却を必要とする製品又は半製品を取り扱う場合は、放冷室又は放冷設備を設けること。
- (エ) 作業台の表面は、ステンレス製又は合成樹脂製とすること。

ウ あん類製造業

- (ア) 原材料倉庫、原材料処理場、製造室及び冷蔵室をそれぞれ一定の区画をして設けること。
- (イ) 製あん槽及び沈殿槽は、不浸透性材料で作し、清掃をしやすい構造とすること。

エ アイスクリーム類製造業

- (ア) 原材料倉庫及び製造室を設けるとともに、必要に応じて調合室を設けること。
- (イ) (ア)の原材料倉庫等は、それぞれ一定の区画をして設けること。
- (ウ) 製品を包装する場合は、専用の包装台を設け、その表面は、ステンレス製又は合成樹脂製とすること。

オ 乳処理業

- (ア) 受乳場、乳処理室、器具取扱室、機械室、冷蔵室及び検査室をそれぞれ一定の区画をして設けること。
- (イ) 乳の処理設備は、乳処理室において乳の処理作業が一貫してできる構造とすること。
- (ウ) 乳処理室には、検瓶装置を備えること。

カ 特別牛乳搾取処理業

- (ア) 牛舎、搾乳室、乳処理室、器具取扱室、機械室、冷蔵室、検査室及び隔離舎をそれぞれ一定の区画をして設けること。
- (イ) 牛舎の床及び内壁は、不浸透性材料で作し、牛房の前後方には、幅1.5メートル以上の通路を設けること。ただし、牛房が対向式であるときは、中央に幅2メートル以上の通路を設けること。
- (ウ) 搾乳室には、搾乳の準備のための室を設け、牛体の洗浄設備を備えること。
- (エ) 検査室には、牛乳の成分規格の合否を検査するのに必要な機械器具、薬品等を備えること。
- (オ) 隔離舎は、他の建物と10メートル以上離して設けること。

キ 乳製品製造業

- (ア) 熟成室、発酵室、調合室、包装室及び製品保管室を必要に応じてそれぞれ一定の区画をして設けること。
- (イ) (ア)のほか、オの(ア)から(ウ)までによること。ただし、乳飲料を保存性を有する容器に入れ、摂氏150度以上で15分間以上加熱殺菌したもののみを製造する場合は、冷蔵室を設けないことができること。

(ウ) 作業台の表面は、ステンレス製又は合成樹脂製とすること。

ク 集乳業

受乳場、冷却貯乳槽、検査室、乳の輸送缶の洗浄設備及び殺菌設備を設けること。

ケ 乳類販売業

(ア) 乳類を摂氏10度以下で保存することができる冷蔵設備を設けること。

(イ) 空き瓶の保管設備を設けること。

コ 食肉処理業

(ア) 荷受場、とさつ放血室、処理包装室及び冷蔵室をそれぞれ一定の区画をして設けること。ただし、食肉の処理量が少ない場合は、冷蔵室に代えて、冷蔵庫を設けることができること。

(イ) 処理前の生体及びとたいの搬入出場所と処理後の食肉等の搬入出場所を別にすること。

(ウ) ステンレス製等金属製の洗浄設備及び給湯設備を設けること。

(エ) 合成樹脂製、合成ゴム製等の衛生的なまな板を備えること。

(オ) 不浸透性材料で、密閉できる構造の汚水だめ及び汚物だめを設けること。ただし、排水溝が処理設備、浄化施設又は公共下水道に接続している場合は、汚水だめを設けないことができること。

サ 食肉販売業

(ア) 処理室及び摂氏10度以下で食肉を保存することができる冷蔵設備を設けること。ただし、包装肉のみを取り扱う場合は、処理室を設けないことができること。

(イ) 処理室には、ステンレス製等金属製の洗浄設備及び給湯設備を設けること。

(ウ) 合成樹脂製、合成ゴム製等の衛生的なまな板を備えること。

シ 食肉製品製造業

(ア) 原材料倉庫、製造室、荷造室、冷蔵室及び検査室をそれぞれ一定の区画をして設けること。

(イ) 製造室には、処理加工室、くん煙室、蒸煮室、添加物取扱室及び包装室をそれぞれ一定の区画をして設けること。

(ウ) 獣畜の腸を処理する場合は、腸処理室を他の施設と区画して設けること。

(エ) ステンレス製等金属製の洗浄設備及び給湯設備を設けること。

(オ) 合成樹脂製、合成ゴム製等の衛生的なまな板を備えること。

ス 魚介類販売業

(ア) 販売場には、摂氏10度以下で魚介類を保存することができる冷蔵設備を設けること。

(イ) 陳列容器は、金属製又は合成樹脂製とすること。

(ウ) 魚介類を処理する場合は、処理室を他の施設と区画して設けること。

(エ) 処理室には、ステンレス製等の金属製又はタイル張りの洗浄設備及び処理台を設けること。

(オ) 合成樹脂製、合成ゴム製等の衛生的なまな板を備えること。

セ 魚介類せり売営業

(ア) 荷受場、せり売場、荷分場及び廃棄物置場をそれぞれ一定の区画をして設けること。

(イ) 営業場の床は、不浸透性材料で作し、その周囲より10センチメートル以上高くし、周囲に排水溝を設けること。

(ウ) 魚介類を直接床に置かないようにすのこ板その他適当な設備を設けること。

(エ) 廃棄物置場は、魚介類を取り扱う場所から適当な距離を離して廃棄物の搬出に便利な位置に設け、汚液、汚臭等が漏れない構造とすること。

ソ 魚肉ねり製品製造業

(ア) 原材料倉庫、製造室、放冷室又は放冷設備、包装室及び製品置場をそれぞれ一定の区画をして設けること。

(イ) 原魚又は冷凍原材料を保管する場合は、冷蔵設備を設けること。

(ウ) 原魚を処理する場合は、処理室を他の施設と一定の区画をして設けること。

(エ) 冷凍原材料を解凍する場合は、合成樹脂製又は金属製の解凍設備を設けること。

(オ) 合成樹脂製、合成ゴム製等の衛生的なまな板を備えること。

タ 食品の冷凍又は冷蔵業

(ア) 荷受場、冷凍室又は冷蔵室、機械室及び廃棄物置場をそれぞれ一定の区画をして設けること。

(イ) 食品の処理又は加工をする場合は、処理室、加工室又は包装室を設けること。

(ウ) 魚介類の処理室は、他の食品の処理室と一定の区画をすること。

(エ) 食品を直接床に置かないようにすのこ板その他適当な設備を設けること。

(オ) 合成樹脂製、合成ゴム製等の衛生的なまな板を備えること。

(カ) 廃棄物置場は、汚液、汚臭等が漏れない構造とすること。

チ 食品の放射線照射業

(ア) 原材料置場、照射室、制御室、包装室、検査室及び製品置場をそれぞれ一定の区画をして設けること。

(イ) 照射室の内壁及び床は、不浸透性材料で作り、清掃しやすい構造とすること。

(ウ) コンベア等の装置は、所定の移動速度を確実に維持し得る性能で、清掃をやすく、機械油等によって食品を汚染することのない構造であること。

ツ 清涼飲料水製造業

(ア) 原材料倉庫、製造室、器具取扱室、調合室及び製品置場をそれぞれ一定の区画をして設けること。

(イ) 製造室の面積は、炭酸ガスを用いる場合は49.5平方メートル以上、その他の場合は16.5平方メートル以上とすること。

(ウ) 製造室には、必要に応じて加熱殺菌設備及び検瓶装置を設けること。

(エ) 器具取扱室には、必要に応じて洗瓶機等の洗浄設備及び空き瓶の殺菌設備を設けること。

テ 乳酸菌飲料製造業

(ア) 原材料置場、製造室、器具取扱室及び製品置場をそれぞれ一定の区画をして設けるとともに、冷蔵庫を設けること。

(イ) 食品に直接接触する機械器具、容器等は、耐水性かつ耐酸性のものであり、洗浄及び殺菌ができるものであること。

(ウ) 作業台の表面は、ステンレス製又は合成樹脂製とすること。

(エ) 器具取扱室には、ステンレス製等金属製の二槽式以上の洗浄設備及び給湯設備を設けること。

(オ) 菌の培養をする場合は、培養室を他の施設と一定の区画をして設けること。

(カ) 飲料の容器を製造する場合は、製造室を他の施設と一定の区画をして設けること。

ト 氷雪製造業

(ア) 製氷室、貯氷室及び機械室をそれぞれ一定の区画をして設けること。

(イ) 氷結缶から氷を抜き取るために使用する水槽は、容易に飲用適の水を交換することができる構造とすること。

(ウ) 貯氷室は、飲食用氷とその他の氷とを区分して貯蔵できる構造とすること。

ナ 氷雪販売業

(ア) 貯氷室及び販売室をそれぞれ一定の区画をして設けること。

(イ) 販売室には、販売台を設けること。

ニ 食用油脂製造業

(ア) 原材料倉庫、製造室、充てん室、器具取扱室及び製品置場をそれぞれ一定の区画をして設けること。

(イ) 製造室には、前処理設備、搾油設備及び精製設備を設けること。

ヌ マーガリン又はショートニング製造業

(ア) 原材料倉庫、原材料取扱室、製造室、包装室、製品保管室及び検査室をそれぞれ一定の区画をし

て設けること。

(イ) 原材料取扱室は、油脂混合室及び乳調整室に区分して設けること。

(ウ) 製造室は、乳化室、熟成室及びねつ和室に区分して設けること。

(エ) 作業台の表面は、ステンレス製又は合成樹脂製とすること。

ネ みそ製造業

(ア) 原材料倉庫、原材料取扱室、こうじ室、仕込熟成室、製品詰室及び製品倉庫をそれぞれ一定の区画をして設けること。

(イ) こしみそを製造する場合は、他の施設と区画して圧搾室を設けること。

(ウ) 仕込槽には、ふたを設けること。

ノ しょうゆ製造業

(ア) 原材料倉庫、原材料取扱室、こうじ室、仕込熟成室、圧搾室、火入室、製品詰室、製品倉庫及び器具取扱室をそれぞれ一定の区画をして設けること。

(イ) 仕込槽及び圧搾液受槽には、ふたを設けること。

(ウ) アミノ酸しょうゆ（半製品を含む。）を製造する場合は、原材料分解室、ガスの除去、中和及びろ過設備並びに酸類及び中和剤の格納庫を他の施設と区画して設けること。

ハ ソース類製造業

(ア) 原材料倉庫、原材料取扱室、製造室、製品詰室、製品倉庫及び器具取扱室をそれぞれ一定の区画をして設けること。

(イ) ウスターソースを製造する場合は、熟成室を他の施設と区画して設けること。

ヒ 酒類製造業

(ア) 原材料倉庫、原材料取扱室、こうじ室、酒母製造室、仕込室、圧搾室、熟成室、火入室、製品詰室、製品倉庫及び器具取扱室を設けるとともに、必要に応じて精米室を設けること。

(イ) (ア)の原材料倉庫等は、それぞれ一定の区画をして設けること。

フ 豆腐製造業

(ア) 原材料倉庫、製造室及び製品置場をそれぞれ一定の区画をして設けること。

(イ) 油揚げ、がんもどき等を同一施設内で製造する場合は、それぞれの製造場を区分すること。

(ウ) 型箱及びおけは、ステンレス製等金属製とすること。

(エ) 製品保存用水槽は、ステンレス製等金属製のもので、飲用適の水を常に換流できる構造とすること。

ヘ 納豆製造業

(ア) 原材料倉庫、製造室、発酵室、包装室及び製品置場をそれぞれ一定の区画をして設けること。

(イ) 作業台の表面は、ステンレス製又は合成樹脂製とすること。

ホ めん類製造業

(ア) 原材料倉庫、製造室及び製品置場を設けるとともに、必要に応じて乾燥室、荷造室及び冷蔵庫を設けること。

(イ) (ア)の原材料倉庫等は、それぞれ一定の区画をして設けること。

(ウ) めん類を天日で乾燥する場合は、専用の乾燥場を設けること。

(エ) 作業台の表面は、ステンレス製又は合成樹脂製とすること。

マ 総菜製造業

(ア) 原材料倉庫、製造室及び製品置場を設けるとともに、必要に応じて放冷室、包装室及び冷蔵庫を設けること。

(イ) (ア)の原材料倉庫等は、それぞれ一定の区画をして設けること。

(ウ) 作業台の表面は、ステンレス製又は合成樹脂製とすること。

(エ) ステンレス製等金属製の二槽式以上の洗浄設備及び給湯設備をその使用に便利な位置に設けるこ

と。

(オ) 合成樹脂製、合成ゴム製等の衛生的なまな板を備えること。

ミ 缶詰又は瓶詰食品製造業

(ア) 原材料倉庫、原材料処理室、調合室、製造室及び製品倉庫を設けるとともに、必要に応じて器具取扱室を設けること。

(イ) (ア)の原材料倉庫等は、それぞれ一定の区画をして設けること。

(ウ) 空き缶倉庫又は空き瓶倉庫を設けること。

(エ) 作業台の表面は、ステンレス製又は合成樹脂製とすること。

ム 添加物製造業

(ア) 原材料置場、製造室、加工室、包装室、製品置場及び検査室を設けること。ただし、小分け包装のみを行う場合は、製造室及び検査室を設けないことができること。

(イ) 添加物の製剤を行う場合は、その含有成分を均一に分散させるためのかくはん装置その他必要な設備を備えること。

(ウ) 機械器具、容器等は、医薬品、工業薬品等の製造又は加工のための機械器具、容器等と区別すること。ただし、同一の機械器具、容器等を使用しても添加物の成分に悪影響を及ぼさないと認められる場合は、この限りでないこと。

(エ) 機械器具、容器等は、損耗が少なく、かつ、製品の品質に影響を及ぼさないような材料で作られたものであること。

2 自動車による移動営業施設基準

(1) 共通基準

ア 構造及び設備

(ア) 施設は、移動時に閉鎖でき、ほこり等により汚染されない構造とすること。

(イ) 施設は、一定の区画をし、専用のものとする。

(ウ) 施設は、その使用目的及び業務能力に応じた広さを有すること。

(エ) 施設は、不浸透性材料で作り、排水が良く、かつ、清掃しやすい構造とすること。

(オ) 施設の天井は、明色とし、ほこり、水滴等が落下するおそれがない構造とすること。

(カ) 施設は、自然光線を十分に取り入れられる構造とすること。

(キ) 施設は、換気が十分にできる構造とし、ばい煙、蒸気等が発生する箇所には、有効な換気装置を設けること。

(ク) 施設の設備は、移動時に食品、原材料、機械器具及び容器等が散乱しないものとする。

(ケ) 施設には、作業面で十分な明るさとなる照明設備を設けること。

(コ) 施設には、従事者の使用に便利な位置に専用の流水式手洗設備及び手指の消毒設備を設けること。

(サ) 施設には、従事者の数に応じた適当な大きさの更衣箱を設けるとともに、従事者専用の清潔な作業衣を備えること。

イ 食品取扱設備等

(ア) 施設には、食品の種類及び取扱量に応じた数及び大きさの機械器具及び容器を備えること。

(イ) 施設には、食品、機械器具及び容器の洗浄設備を設けるとともに、必要に応じて殺菌設備を設けること。

(ウ) 食品又は添加物に直接接触する機械器具及び容器は、耐水性のものであり、かつ、洗浄及び殺菌ができるものであること。

(エ) 固定した機械器具及び移動し難い機械器具は、作業が便利で、かつ、洗浄及び清掃がしやすい位置に配置すること。

(オ) 施設には、原材料、製品、添加物、器具及び容器を衛生的に保管できる設備を設けること。

(カ) 食品を加熱し、冷却し、又は保存するための設備には、外部から見やすい位置に温度計を設ける

とともに、必要な計器類を設けること。

(キ) 添加物を使用する場合は、専用の計量器を備えること。

ウ 給水及び汚物処理

(ア) 水道水を豊富に供給できる貯水槽を設けること。

(イ) 貯水槽は、ステンレス製又は合成樹脂製とし、清掃しやすい構造とすること。

(ウ) 廃棄物の容器は、ふたがあり、耐水性で、十分な容量を有し、清掃がしやすく、汚液及び汚臭が外部に漏れないものとし、必要な場所ごとに備えること。

(2) 個別基準

ア 飲食店営業及び喫茶店営業

(ア) 食品を摂氏10度以下に冷却して保存できる冷蔵設備を設けること。

(イ) 食品、機械器具及び容器を十分に洗浄できるステンレス製等金属製の洗浄設備及び給湯設備をその使用に便利な位置に設けること。

(ウ) 合成樹脂製、合成ゴム製等の衛生的なまな板を備えること。

(エ) 調理台の表面は、ステンレス製又は合成樹脂製とすること。

(オ) 食品及び食器を格納する設備を設けること。

(カ) 業務能力に応じて40リットル以上の容量を有する貯水槽を備えること。

イ 菓子製造業

(ア) 冷却を必要とする製品又は半製品を取り扱う場合は、それを冷却して保存できる冷蔵設備を設けること。

(イ) 作業台の表面は、ステンレス製又は合成樹脂製とすること。

(ウ) 業務能力に応じて40リットル以上の容量を有する貯水槽を備えること。

ウ 乳類販売業

(ア) 乳類を摂氏10度以下で保存することができる冷蔵設備を設けること。

(イ) 空き瓶の保管設備を設けること。

エ 食肉販売業

(ア) 食肉を摂氏10度以下で保存することができる冷蔵設備を設けること。

(イ) 食肉を処理する場合は、一定の区画をした処理施設を設けること。

(ウ) 処理施設は、作業時に、ほこり等により汚染されない構造とすること。

(エ) 処理施設には、ステンレス製等金属製の洗浄設備及び給湯設備を設けること。

(オ) 処理施設には、合成樹脂製、合成ゴム製等の衛生的なまな板を備えること。

(カ) 業務能力に応じて18リットル以上の容量を有する貯水槽を備えること。

オ 魚介類販売業

(ア) 魚介類を摂氏10度以下で保存することができる冷蔵設備を設けること。

(イ) 陳列容器は、金属製又は合成樹脂製とすること。

(ウ) 魚介類を処理する場合は、一定の区画をした処理施設を設けること。

(エ) 処理施設は、作業時に、ほこり等により汚染されない構造とすること。

(オ) 処理施設には、ステンレス製等金属製の洗浄設備及び処理台を設けること。

(カ) 処理施設には、合成樹脂製、合成ゴム製等の衛生的なまな板を備えること。

(キ) 業務能力に応じて18リットル以上の容量を有する貯水槽を備えること。

別表第3 (第4条関係)

1 法第15条第1項の規定による検査 検査の内容に応じ、保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例(昭和44年鳥取県条例第9号)別表に定める額

2 法第21条第1項の規定による許可の申請に対する審査 許可を受けようとする営業の種別に応じ、次に定める額

ア 飲食店営業	1件につき16,000円
イ 喫茶店営業	1件につき9,600円
ウ 菓子製造業	1件につき14,000円
エ あん類製造業	1件につき14,000円
オ アイスクリーム類製造業	1件につき14,000円
カ 乳処理業	1件につき21,000円
キ 特別牛乳搾取処理業	1件につき21,000円
ク 乳製品製造業	1件につき21,000円
ケ 集乳業	1件につき9,600円
コ 乳類販売業	1件につき9,600円
サ 食肉処理業	1件につき21,000円
シ 食肉販売業	1件につき9,600円
ス 食肉製品製造業	1件につき21,000円
セ 魚介類販売業	1件につき9,600円
ソ 魚介類せり売営業	1件につき21,000円
タ 魚肉ねり製品製造業	1件につき16,000円
チ 食品の冷凍又は冷蔵業	1件につき21,000円
ツ 食品の放射線照射業	1件につき21,000円
テ 清涼飲料水製造業	1件につき21,000円
ト 乳酸菌飲料製造業	1件につき14,000円
ナ 氷雪製造業	1件につき21,000円
ニ 氷雪販売業	1件につき14,000円
ヌ 食用油脂製造業	1件につき21,000円
ネ マーガリン又はショートニング製造業	1件につき21,000円
ノ みそ製造業	1件につき16,000円
ハ しょうゆ製造業	1件につき16,000円
ヒ ソース類製造業	1件につき16,000円
フ 酒類製造業	1件につき16,000円
ヘ 豆腐製造業	1件につき14,000円
ホ 納豆製造業	1件につき14,000円
マ めん類製造業	1件につき14,000円
ミ 総菜製造業	1件につき21,000円
ム 缶詰又は瓶詰食品製造業	1件につき21,000円
メ 添加物製造業	1件につき21,000円

鳥取県理容師法施行条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第18号

鳥取県理容師法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、理容師法（昭和22年法律第234号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(理容を行う場合の衛生措置)

第2条 法第8条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、別表第1のとおりとする。

(理容所の衛生措置)

第3条 法第12条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、別表第2のとおりとする。

(手数料の徴収)

第4条 法第11条の2の規定による検査については、1件につき16,000円の手数料を徴収する。

(規則への委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

- 1 作業中は、白色又はこれに近い色の清潔な外衣を着用し、顔面作業時には、清潔なマスクを使用すること。
- 2 つめは、常に短く切り、客1人ごとの作業前及び作業後には、手指を消毒薬又はせっけんで洗浄すること。
- 3 前号の消毒薬は、所定の濃度を保ち、消毒効果のあるものを使用すること。
- 4 耳孔毛及び鼻孔毛はそらないこと。
- 5 衛生上害を生じるおそれのある薬品、化粧品、器具等を使用しないこと。
- 6 酒気を帯び、又は喫煙しながら作業しないこと。
- 7 理容所以外の場所において業を行うときは、消毒用器具及び消毒薬を携行すること。

別表第2（第3条関係）

- 1 理容所は、作業室と居室とが隔壁等により完全に区分されていること。
- 2 理容所の面積は、待合所を除き、理容いす1脚につき6.6平方メートル以上とし、1脚を増すごとに3.3平方メートル以上を加えること。
- 3 作業室の広さに応じて待合所を設けること。
- 4 腰板の高さは、床面から0.6メートル以上とすること。
- 5 天井の高さは、床面から2.5メートル以上とすること。ただし、適当な換気設備が設けられているときは、この限りでないこと。
- 6 消毒済みの布片等（皮膚に接する布片及び器具をいう。以下同じ。）を未消毒の布片等と区別して収納するための設備を設けること。
- 7 布片等は、十分な数量を備えておくこと。
- 8 外傷に対する救急薬品等を備えておくこと。

鳥取県美容師法施行条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第19号

鳥取県美容師法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（美容を行う場合の衛生措置）

第2条 法第8条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、別表第1のとおりとする。

（美容所の衛生措置）

第3条 法第13条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、別表第2のとおりとする。

（手数料の徴収）

第4条 法第12条の規定による検査については、1件につき16,000円の手数料を徴収する。

（規則への委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

- 1 作業中は、白色又はこれに近い色の清潔な外衣を着用し、顔面作業時には、清潔なマスクを使用すること。
- 2 つめは、常に短く切り、客1人ごとの作業前及び作業後には、手指を消毒薬又はせっけんで洗浄すること。
- 3 前号の消毒薬は、所定の濃度を保ち、消毒効果のあるものを使用すること。
- 4 耳孔毛及び鼻孔毛はそらないこと。
- 5 衛生上害を生じるおそれのある薬品、化粧品、器具等を使用しないこと。
- 6 酒気を帯び、又は喫煙しながら作業しないこと。
- 7 美容所以外の場所において業を行うときは、消毒用器具及び消毒薬を携行すること。

別表第2（第3条関係）

- 1 美容所は、作業室と居室とが隔壁等により完全に区分されていること。
- 2 美容所の面積は、待合所を除き、セット用いす1脚につき6.6平方メートル以上とし、1脚を増すごとに3.3平方メートル以上を加えること。
- 3 作業室の広さに応じて待合所を設けること。
- 4 腰板の高さは、床面から0.6メートル以上とすること。
- 5 天井の高さは、床面から2.5メートル以上とすること。ただし、適当な換気設備が設けられているときは、この限りでないこと。
- 6 消毒済みの布片等（皮膚に接する布片及び器具をいう。以下同じ。）を未消毒の布片等と区別して収納するための設備を設けること。
- 7 布片等は、十分な数量を備えておくこと。
- 8 外傷に対する救急薬品等を備えておくこと。

鳥取県環境衛生営業審議会条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第20号

鳥取県環境衛生営業審議会条例

（設置）

第1条 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和32年法律第164号）第58条第2項の規定に基づ

き、同法の施行に関する重要事項及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関し必要な事項を調査審議させるため、鳥取県環境衛生営業審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 環境衛生関係営業者の意見を代表する者
- (3) 利用者又は消費者の意見を代表する者

3 前項第2号及び第3号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、同数とするものとする。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門委員）

第6条 専門の事項を調査審議する必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項の調査が終わったときは、解任されるものとする。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

（雑則）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（鳥取県公衆浴場入浴料金審議会条例の廃止）

2 鳥取県公衆浴場入浴料金審議会条例(昭和38年鳥取県条例第44号)は、廃止する。

鳥取県大規模小売店舗立地審議会条例をここに公布する。

平成12年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第21号

鳥取県大規模小売店舗立地審議会条例

（設置）

第1条 大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持を適切に行うため、鳥取県大規模小売店舗立地審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条第1項の指針に基づいて大規模小売店舗を設置する者がその施設の配置及び運営方法について配慮すべき重要事項を調査審議する。

（組織）

第3条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、商工労働部において処理する。

（雑則）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成13年2月1日から施行する。

（鳥取県大規模小売店舗審議会条例の廃止）

2 鳥取県大規模小売店舗審議会条例（昭和54年鳥取県条例第5号）は、廃止する。

鳥取県農地を守る直接支払基金条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第22号

鳥取県農地を守る直接支払基金条例

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、中山間地域の農業者に対し直接支払いを実施することにより、農業生産活動を維持し、農地が有する水源かん養機能等の多面的機能を確保するため、鳥取県農地を守る直接支払基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるものとする。

2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。

鳥取県農山漁村生活体験事業助成条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第23号

鳥取県農山漁村生活体験事業助成条例

(目的)

第1条 この条例は、市町村が行う農山漁村生活体験事業に対し助成することにより、若者の定着と農山漁村地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「農山漁村生活体験事業」とは、次に掲げる事業をいう。

(1) 農山漁村生活体験者に対して、その者が滞在する間(2年間に限る。)、助成を行う事業

(2) 農山漁村生活体験者を自宅に居住させる者に対して、農山漁村生活体験者が滞在する間(2年間に限る。)、助成を行う事業

(3) 農山漁村生活体験者の居住の用に供するため、空き家を修繕する事業

(4) その他前条の目的を達成するために必要な事業であつて、知事が別に定めるもの

2 この条例において「農山漁村生活体験者」とは、県外に在住していた者で、農山漁村地域に1月以上滞在し、農林水産業その他知事が別に定める産業を体験するものをいう。

3 この条例において「農山漁村地域」とは、市街地以外の県内の地域であって、知事が別に定めるものをいう。

(補助金の交付)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、農山漁村生活体験事業を実施する市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の額)

第4条 前条の補助金の額は、市町村が農山漁村生活体験事業を実施するために必要な経費の額（知事が別に定める額を限度とする。）に2分の1を乗じて得た額以下とする。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成15年3月31日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、この条例の失効の日以前に農山漁村地域に滞在している農山漁村生活体験者に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成12年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第24号

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき、梨に関する産業、歴史及び文化への県民の理解を深めるとともに、観光及び果樹の振興に資するため、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館（以下「二十世紀梨記念館」という。）を倉吉市に設置する。

(利用の許可)

第2条 二十世紀梨記念館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(行為の制限等)

第3条 二十世紀梨記念館においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 二十世紀梨記念館の施設設備又は展示物を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (4) その他知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、二十世紀梨記念館の利用を拒むことができる。

(措置命令)

第4条 知事は、二十世紀梨記念館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、第2条の規定による許

可を受けた者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(管理の委託)

第5条 知事は、二十世紀梨記念館の管理を財団法人鳥取県文化振興財団（以下「文化振興財団」という。）に委託する。

(利用料金)

第6条 二十世紀梨記念館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、文化振興財団にその収入として收受させる。

2 利用料金は、文化振興財団があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。

3 知事は、利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第7条 文化振興財団は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、二十世紀梨記念館の管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第6条第2項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

鳥取県園芸産地担い手確保対策事業助成条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第25号

鳥取県園芸産地担い手確保対策事業助成条例

(目的)

第1条 この条例は、園芸産地担い手確保対策事業を行う農業協同組合等に対し助成することにより、鳥取県の園芸農業を一層発展させ、21世紀に誇る園芸産地を築くことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 園芸産地担い手確保対策事業 退職後継者等研修事業、中間保有果樹園管理事業、果樹園規模拡大等推進事業、果樹作業受託用機械整備事業及び果樹作業受託事業をいう。
- (2) 退職後継者等研修事業 新たに果樹、野菜又は花きの栽培をしようとする者を対象として、これらの栽培技術に関し実践的な研修を3年間（野菜又は花きに関するものにあつては、2年間）行う事業をいう。
- (3) 中間保有果樹園管理事業 果樹の栽培をやめ、又は栽培規模を縮小する農家から果樹園を購入し、又は借り上げた後、新たに果樹の栽培を始め、又は栽培規模を拡大しようとする農家に対し当該果樹園を売却し、又は貸し付けるまでの間、当該果樹園を管理する事業をいう。
- (4) 果樹園規模拡大等推進事業 新たに果樹の栽培を始め、又は栽培規模を拡大するために果樹園を借り受ける農家に対し、当該借受けに要する経費を、借受け開始後3年以内に限り助成する事業をいう。
- (5) 果樹作業受託用機械整備事業 農家から委託を受けて果樹栽培を行うのに必要な機械を整備する事業をいう。
- (6) 果樹作業受託事業 農家から委託を受け、果樹栽培を他の者に委託し、又は自ら行う事業をいう。

(補助金の交付等)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で次の表の左欄に掲げる補助金を、それぞれ同表の中欄に定める者に対して交付する。この場合において、当該補助金の額は、それぞれ同表の右欄に定める額以下とする。

1 退職後継者等研修事業補助金	退職後継者等研修事業を実施する農業協同組合又は花きに関する退職後継者等研修事業を実施する者（知事が別に定める者に限る。）	退職後継者等研修事業の実施に要する経費の額（知事が別に定める額を限度とする。）に2分の1を乗じて得た額
2 中間保有果樹園管理事業補助金	中間保有果樹園管理事業を実施する農地保有合理化法人	知事が別に定める単価に中間保有果樹園管理事業により管理する果樹園の面積及び当該管理を行う期間を乗じて得た額に2分の1を乗じて得た額
3 果樹園規模拡大等推進事業補助金	果樹園規模拡大等推進事業を実施する市町村	果樹園規模拡大等推進事業により農家に助成した額（知事が別に定める額を限度とする。）に2分の1を乗じて得た額
4 果樹作業受託用機械整備事業補助金	果樹作業受託用機械整備事業を実施する農業協同組合、農地保有合理化法人その他知事が別に定める者	果樹作業受託用機械整備事業の実施に要する経費の額（知事が別に定める額を限度とする。）に3分の1を乗じて得た額
5 果樹作業受託事業補助金	果樹作業受託事業を実施する農業協同組合又は農地保有合理化法人	農家からの果樹栽培の受託後3年以内の果樹園について、農業協同組合又は農地保有合理化法人が果樹栽培を委託するために支払った委託料の額（自ら果樹栽培を行う場合にあっては、委託した場合に支払う委託料の額に相当するものとして知事が別に定める額）から、当該農業協同組合又は農地保有合理化法人が支払いを受けた委託料の額を控除した額（知事が別に定める額を限度とする。）に2分の1を乗じて得た額

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(平成15年4月1日以後の特例)

2 平成15年4月1日以後に実施される果樹に関する退職後継者等研修事業、果樹園規模拡大等推進事業及び果樹作業受託事業に対するこの条例の適用については、第3条の表1の項中「退職後継者等研修事業を実施する農業協同組合」とあるのは「平成15年4月1日前に交付決定された退職後継者等研修事業補助金に係る果樹に関する退職後継者等研修事業を実施する農業協同組合」と、同表3の項中「果樹園規模拡大等推進事業を実施する市町村」とあるのは「平成15年4月1日前に交付決定された果樹園規模拡大等推進事業補助金に係る果樹園規模拡大等推進事業を実施する市町村」と、同表5の項中「果樹作業受託事業を実施する農業協同組合又は農地保有合理化法人」とあるのは「平成15年4月1日前に交付決定された果樹作業受託事業補助金に係る果樹作業受託事業を実施する農業協同組合又は農地保有合理化法人」とする。

(平成16年4月1日以後の特例)

3 平成16年4月1日以後に実施される野菜又は花きに関する退職後継者等研修事業に対するこの条例の適用については、第3条の表1の項中「退職後継者等研修事業を実施する農業協同組合」とあるのは、「平成16年4月1日前に交付決定された退職後継者等研修事業補助金に係る野菜若しくは花きに関する退職後継者等研修事業を実施する農業協同組合」とする。

(この条例の失効)

4 この条例は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。

5 この条例の失効の日以前に交付決定された第3条の表の左欄に掲げる補助金については、同条の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。

鳥取県中山間地域畜産経営体支援事業助成条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県条例第26号

鳥取県中山間地域畜産経営体支援事業助成条例

(目的)

第1条 この条例は、農業協同組合が行う中山間地域畜産経営体支援事業に対し助成することにより、中山間地域における畜産の振興を図り、もって中山間地域の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中山間地域畜産経営体支援事業 中山間地域の畜産経営体に対して畜産経営に必要な施設及び設備を賃貸する事業をいう。
- (2) 中山間地域 自然的、経済的、社会的諸条件に恵まれない地域で、知事が別に定めるものをいう。
- (3) 畜産経営体 放牧形態により20頭以上の和牛を飼養すると見込まれる者をいう。

(補助金の交付)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、中山間地域畜産経営体支援事業を実施する農業協同組合に対し、予算の範囲内で中山間地域畜産経営体支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、中山間地域畜産経営体支援事業により賃貸する施設及び設備を整備するために必要な経費の額（知事が別に定める額を限度とする。）に3分の1（知事が別に定める地域にあっては、2分の1）を

乗じて得た額以下とする。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。

3 この条例の失効の日以前に交付決定された補助金については、第3条及び第4条の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。

鳥取県和牛能力向上対策事業助成条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第27号

鳥取県和牛能力向上対策事業助成条例

(目的)

第1条 この条例は、農業協同組合が行う和牛能力向上対策事業に対し助成することにより、県内和牛の産肉能力の向上と農家経営の改善を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 和牛能力向上対策事業 飼育していた低能力牛に代えて高能力牛を導入した農家に対し、助成を行う事業をいう。

(2) 低能力牛 黒毛和種の繁殖用の雌牛のうち、育種価が下位から25パーセント以内のもの又は遺伝病を保因しているものをいう。

(3) 高能力牛 黒毛和種の繁殖用の雌の子牛のうち、育種価が上位から50パーセント以内のもの又は父牛の検定成績の脂肪交雑の値が3.0以上で、かつ、遺伝病を保因していないものをいう。

(補助金の交付)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、和牛能力向上対策事業を実施する農業協同組合に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の額)

第4条 前条の補助金の額は、農業協同組合が和牛能力向上対策事業を実施するために必要な経費の額（知事が別に定める額を限度とする。）に2分の1を乗じて得た額以下とする。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成16年3月31日限り、その効力を失う。

3 この条例の失効の日以前に交付決定された第3条の補助金については、同条及び第4条の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。

鳥取県水産事務所設置条例をここに公布する。

平成12年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第28号

鳥取県水産事務所設置条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第156条第1項の規定に基づき、水産業に関する事務を所掌させるため、水産事務所を設置する。

(名称、位置及び所管区域)

第2条 水産事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
鳥取県境港水産事務所	境港市	米子市、境港市及び西伯郡

附 則

この条例は、平成12年 4月 1日から施行する。